

第四百七十七回国 参議院国民福祉委員会會議録第二十五号

平成十二年五月二十九日(月曜日)

午後零時三十五分開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

日出 英輔君
本田 良一君

補欠選任

佐藤 昭郎君
松崎 俊久君

出席者は左のとおり。

委員長

狩野 安君

理事

委員

入澤 肇君

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

中原 爽君

南野知恵子君

水島 裕君

今井 澄君

佐藤 泰介君

松崎 俊久君

柳田 稔君

沢 たまき君

井上 美代君

清水 澄子君

堂本 暁子君

西川きよし君

衆議院議員

厚生委員長

江口 一雄君

國務大臣

厚生 大臣 丹羽 雄哉君

事務局側

常任委員会専門員 大貫 延朗君

本日の會議に付した案件

○浄化槽法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、本田良一君及び日出英輔君が委員を辞任され、その補欠として松崎俊久君及び佐藤昭郎君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 次に、浄化槽法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院厚生委員長江口一雄君から趣旨説明を聴取いたします。江口一雄君。

○衆議院議員(江口一雄君) ただいま議題となりました浄化槽法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、多量の雑排水が処理されないまま放流されている現状にかんがみ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないものとするために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、浄化槽の定義からし尿のみを処理する浄化槽を除外すること。

第二に、何人も、し尿を処理して終末処理下水

道以外に放流するための設備等として、浄化槽以外のものを設置してはならないものとする。ただし、下水道の予定処理区域内についてはこの限りでないものとする。

第三に、この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。

なお、既存の単独処理浄化槽について所要の措置を設けるとともに、既存の単独処理浄化槽を使用する者は、合併処理浄化槽の設置等に努めなければならないものとする。

以上が本案の提案理由及び内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(狩野安君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

浄化槽法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(狩野安君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案(衆)

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十八條第二項の一部負担金(以下「薬剤一部負担金」という。)を含む同条に規定する一部負担金の見直しまでの間、国は、老人医療受給対象者(同法第十七條第二項に規定する老人医療受給対象者をいう。以下同じ。)が同法の規定による医療又は特定療養費に係る療養を受け、保険医療機関等(同法第二十五條第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。)又は特定承認保険医療機関(同法第三十一條の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。)に薬剤一部負担金又はこれに相当する額(以下「薬剤一部負担金等」という。)を支払わなければならない場合には、当該老人医療受給対象者に対し、当該薬剤一部負担金等に相当する額を臨時老人薬剤費特別給付金として支給する。

2 前項に規定する場合においては、国は、老人医療受給対象者が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関に支払うべき薬剤一部負担金等について、臨時老人薬剤費特別給付金として支給すべき額の限度において、当該老人医療受給対象者に代わり、当該保険医療機関等又は特定承認保険医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、老人医療受給対象者に対し臨時老人薬剤費特別給付金の支給があったものとみなす。

4 国は、第二項の規定により保険医療機関等又は特定承認保険医療機関に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

附則

この法律は、平成十二年七月一日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、一月当たり約百四十億円の見込みである。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願(第一四六七号)(第一四六八号)(第一四六九号)(第一四七〇号)(第一四七一號)(第一四七二號)(第一四七三號)(第一四七四号)(第一四七五号)(第一四七六号)(第一四七七号)(第一四七八号)(第一四七九号)(第一四八〇号)(第一四八一号)(第一四八二号)(第一四八三号)(第一四八四号)(第一四八五号)(第一四八六号)(第一四八七号)(第一四八八号)(第一四八九号)
- 一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第一四九〇号)(第一四九五号)(第一四九八号)
- 一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第一五〇三号)(第一五〇四号)(第一五〇五号)(第一五〇六号)(第一五〇七号)
- 一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第一五〇八号)
- 一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一五二三号)
- 一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する

請願(第一五一四号)(第一五一五号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第一五一六号)

一、保険による良い歯科医療の実現に関する請願(第一五二三号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第一五二四号)

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願(第一五二五号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第一五二六号)(第一五二七号)

一、医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願(第一五三二号)

一、小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願(第一五三三号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第一五三四号)

第一四六七号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡鷺宮町四七八ノ二ノ七ノ四〇一 鶴巻三三夫外九百七十一名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四六八号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県幸手市内府間六七四 山中耐好外九百七十三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四六九号 平成十二年五月十二日受理

請願者 千葉県野田市山崎一、六四九 川崎三喜外九百七十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七〇号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡富浦町下栢間九三ノ六 阪本富住外九百七十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七一号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県久喜市吉羽一、六八一ノ一 宇田茂外九百七十一名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七二号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県久喜市栗原四ノ七ノ八 野口信雄外九百七十一名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七三号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市大字岩槻三、九三二ノ一 守富隆外九百七十一名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七五号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県春日部市内牧五、〇三二ノ一 土永幸則外九百七十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七六号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町宮本町一、九六六ノ一五 斉藤正英外九百七十一名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七七号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県草加市遊馬町五一九ノ二ノ二〇一 渡辺光善外九百七十一名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四七八号 平成十二年五月十二日受理

医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

第一四七九号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市安行領根岸二、八九五ノ二ノ三二四 佐藤敷外九百七十一名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八〇号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 千葉県松戸市新作四四六 木津博行外九百七十一名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八一号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 千葉県市川市宮久保一ノ六ノ九 福岡順子外九百七十一名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八二号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 千葉県浦安市当代島二ノ二ノ一ノ三〇五 大金次男外九百七十一名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八三号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 東京都足立区梅田二ノ一四ノ二 本田三郎外九百七十一名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八四号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県草加市柳島町三二四ノ一 谷地郁人外九百七十一名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八五号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市榛松一、三二五ノ五 中山等外九百七十一名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八六号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡北川辺町伊賀袋八三ノ五 酒井政年外九百七十一名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八七号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県加須市久下一ノ二ノ二 安本昇外九百七十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八八号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県川口市柳崎一ノ二ノ三ノ三

五〇三 齊藤忠夫外九百七十一名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四八九号 平成十二年五月十二日受理
医療費負担の引上げ反対、患者負担の軽減に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大泊七二〇ノ一ノ二 〇一 遠藤晃外九百七十一名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第一四九〇号 平成十二年五月十二日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 埼玉県川口市並木一ノ一三 柳幸子外百六十六名

紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一四九五号 平成十二年五月十五日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 岐阜市正木一八八ノ六 米田政子外十九名

紹介議員 日下部禮代子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一四九八号 平成十二年五月十六日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅南五ノ二六ノ二〇 小川誠外九十六名

紹介議員 堂本 睦子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一五〇三号 平成十二年五月十七日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市西京区山田猫塚町一ノ八五

村井文枝外九百九十九名

紹介議員 今井 澄君
社会福祉基礎構造改革については、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案など関係法律改正の動きに伴い、社会福祉法人の要件及び通所授産施設制度の基準の緩和策が打ち出されたが、残されている問題は少なくない。同改正案では施設利用方式について措置制度から利用契約制度への移行が示されているが、これによりこれまでの補助基準額及び施策の水準の引下げが危惧される。また、利用契約制度に移した場合の障害者の権利を擁護する仕組みが不明確であり、障害者は利用したい施設を選択できない。つまり、法定施設が設置されていない自治体が全体の約六割に上る現状では、利用契約制度に移行しても障害者は選択権を行使することはできず、施設の絶対数を増やすためにも、公的責任により施設整備を拡充するための財政的措置を採る必要がある。さらに、全国に約五千箇所ある小規模作業所は、緩和策が実施されたとしても直ちに法定施設に移行できるわけではなく、現行の国庫補助の拡充を含め、国による支援策を引き続き講ずる必要がある。

一、社会福祉基礎構造改革に当たっては、国の責任において障害者施策に充当する財源を飛躍的に増額し、成人期障害者施策・制度の立ち後れの解消を図ること。
二、小規模作業所の法定化に当たっては、運営費及び施設整備費等において現行の通所授産施設の水準と同等とすること。また、小規模作業所に対する現行の国庫補助金制度を拡充すること。
三、障害者施設制度・体系を再編すること。特に重度及び重複障害者を対象とした通所型施設制度を創設するとともに、精神障害者社会福祉施設と他の障害施設制度の格差を是正すること。
四、グループホーム及び福祉ホームなど生活の場に対する補助金を増額すること。

五、安心した地域生活が営めるよう、介護及び権利擁護制度の充実を図り、特に所得保障制度については年金制度改革を中心として大幅に充実を図ること。

第一五〇四号 平成十二年五月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府中郡大宮町字森本一、五〇

六 矢野朋子外九百九十九名

紹介議員 久野 恒一君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五〇五号 平成十二年五月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市今森五一五ノ三 松本隆外九百九十九名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五〇六号 平成十二年五月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市伏見区深草柴田屋敷町二三

井辻康司外九百九十九名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五〇七号 平成十二年五月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田市ノ久保二ノ四

四五 森井正明外九百九十九名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五〇八号 平成十二年五月十七日受理

婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 滋賀県彦根市高宮町二、二五一ノ三 雨森藤子外十六名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一五二三号 平成十二年五月十七日受理

アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県下伊那郡松川町三、〇四三

ノ九 吉田博美

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第一五一四号 平成十二年五月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町丹波六九九ノ一

佐野恵理子外九百九十九名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五一五号 平成十二年五月十七日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府八幡市八幡清水井三〇ノ三

太田純子外九百九十九名

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五一六号 平成十二年五月十七日受理

婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 大阪府東南市信達市場二一六ノ三

〇 佐久間和久外十八名

紹介議員 日下部穂代子君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一五二三号 平成十二年五月十八日受理

保険による良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町大窪四九九

ノ一二 中川理恵外九百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五二四号 平成十二年五月十八日受理

社会保険の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 兵庫県朝来郡和田山町三波一八八

松本義則外二万四千五百五十四名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一五二五号 平成十二年五月十八日受理

介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 大阪府柏原市今町二ノ五ノ八 森田司朗外六千四百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第一五二六号 平成十二年五月十八日受理

婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田一ノ四二ノ五 麓壽之外二十二名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一五二七号 平成十二年五月十八日受理

婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 山形県上山市長清水二ノ七ノ一〇

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一五二八号 平成十二年五月十八日受理

医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 神戸市中央区磯上通七ノ一ノ三〇

落合愛子外一万七千七百三十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町新治一六一 新治美也子外九百九十八名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一五〇三号と同じである。

第一五三四号 平成十二年五月十八日受理

婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 大分県別府市南立石二区七組 川崎正子外九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。